

～法人インターネットバンキングサービス～

「電子証明書方式」のご案内

<1> 電子証明書方式とは？

お客様のパソコンにインストールされた「電子証明書」と「ログインパスワード」によりお客様ご本人であることを確認し、「法人インターネットバンキングサービス」にログインする方式です。

<2> 電子証明書とは？

お客様ご本人がパソコンを操作されていることを証明するために電子的に作られた身分証明書です。

<3> 電子証明書方式のメリットは？

電子証明書を取得したパソコン以外からは「法人インターネットバンキング」へのログインはできません。このため第三者による不正利用のリスクを軽減することができ、セキュリティ面での強化が図れます。

<4> 電子証明書方式を利用したい場合は？

書面によるお申込みが必要です。お取引店にてお申込みください。

<5> 電子証明書方式の手数料は？

電子証明書方式をご利用になる場合でも、「法人インターネットバンキングサービス」の月額基本手数料は変わりません。

<6> 電子証明書方式を2台以上のパソコンで利用するには？

利用者（ユーザ）を追加することで対応できます。

利用者の追加方法等詳細はヘルプデスクまでお問い合わせください。

～法人インターネットバンキングサービス・電子証明書方式についての～

「ご利用上の注意点」

<1> 「電子証明書方式」が利用可能なパソコンの利用環境について

①Windows、IE以外のOS・ブラウザ(Mac OS、Safari等)はご利用できません。

②その他のパソコン環境、パソコン設定によりご利用できない場合がございます。

※ 詳しくは当組合ホームページより「のぞみインターネットバンキング」→「法人インターネットバンキングサービス」→「ご利用可能環境について」をご覧ください。

<2> 「電子証明書方式」を選択された場合、

①当組合からお客さまに「契約内容変更のご案内」のメールを送信致します。(メール文中の「証明書認証」のところが、「○」になっています)

メールの受信以降に、「電子証明書方式」でのログインが可能となります。

②ログインIDについては電子証明書がその代わりとなるため、ログイン時の入力是不要になりますが別途ログインIDの入力が必要な操作もございますので、失念されないよう管理をお願い致します。

<3> マスターユーザーの他、利用者登録で作成したすべてのユーザで、電子証明書の取得は必要となります。

<4> 電子証明書を取得したパソコンが故障した場合等は、電子証明書を一度失効していただいた上、再発行する必要があります。手順等につきましては、ヘルプデスクまでご連絡ください。

(再発行に日数がかかり、それまで法人インターネットバンキングがご利用頂けない場合もあります。

尚マスターユーザのパソコンが故障した場合でも、あらかじめ別のパソコンで、管理者権限を付与された他のユーザにより電子証明書を取得していた場合は、引き続きご利用可能です。)

<5> 電子証明書の有効期限は取得から1年間です。

有効期限を過ぎると電子認証は無効となるため、あらかじめお客さまにはパソコンで電子証明書の更新操作をおこなっていただく必要があります。

尚、有効期限の30日前から操作画面に証明書更新のご案内が表示されます。